

## 2 補足給付又は医療型個別減免の経過措置に関する実態調査

### (1) 都道府県・市町村における支給決定者数等の状況

#### ① 支給決定者数

都道府県・市町村に、施設入所支援、福祉型障害児入所施設、療養介護、医療型障害児入所施設における令和5年5月時点の所得区分別の支給決定者数について調査した（1,019自治体から回答）。

1自治体あたりの支給決定者数の平均では、施設入所支援は58.2人、福祉型障害児入所施設は1.0人、療養介護は10.2人、医療型障害児入所施設は1.4人となっている。人数の構成比について所得区分別で見ると、施設入所支援は「低所得」、福祉型障害児入所施設は「一般1」、療養介護は「低所得2」、医療型障害児入所施設は「一般1」の割合が多くなっている。

令和3年9月時点の支給決定者数の調査結果と比較すると、所得区分別の構成比にそれほど大きな変化は見られない。

図表 1 所得区分別支給決定者数(令和5年5月)

(単位：人)		全体 [n=1,019]				全体 [n=1,128]	
		1自治体あたり平均値		構成比(%)		(参考) 令和3年9月の 支給決定者数構成比(%)	
		施設入所支援	福祉型障害児 入所施設	施設入所支援	福祉型障害児 入所施設	施設入所支援	福祉型障害児 入所施設
生活保護	20歳未満	0.0	0.1	0.1	7.5	0.1	7.9
	20歳以上	1.1	0.0	1.8	0.0	1.9	0.0
低所得	20歳未満	0.3	0.2	0.5	18.2	0.2	18.4
	20歳以上	55.4	0.0	95.2	0.5	96.2	0.4
一般1	20歳未満	0.2	0.7	0.3	64.1	0.3	64.4
	20歳以上	0.4	0.0	0.7	0.2	0.2	0.1
一般2	20歳未満	0.0	0.1	0.1	9.5	0.1	8.7
	20歳以上	0.8	0.0	1.4	0.0	1.1	0.0
計		58.2	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		療養介護	医療型障害児 入所施設	療養介護	医療型障害児 入所施設	療養介護	医療型障害児 入所施設
生活保護	20歳未満	0.0	0.0	0.1	2.9	0.1	2.7
	20歳以上	0.1	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
低所得1	20歳未満	0.0	0.1	0.4	8.5	0.3	8.1
	20歳以上	1.4	0.0	14.0	0.8	13.1	0.1
低所得2	20歳未満	0.0	0.1	0.1	5.2	0.2	6.5
	20歳以上	8.3	0.0	82.0	0.0	82.4	0.9
一般1	20歳未満	0.1	1.0	1.0	70.6	0.8	71.7
	20歳以上	0.0	0.0	0.4	0.0	1.0	0.0
一般2	20歳未満	0.0	0.2	0.2	12.1	0.2	10.0
	20歳以上	0.1	0.0	1.3	0.0	1.3	0.0
計		10.2	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0

## ②補足給付・医療型個別減免の支給件数等

都道府県・市町村に、補足給付（20歳未満）・医療型個別減免の支給件数を聞いたところ、回答自治体の令和5年5月の合計数で、20歳未満の施設入所支援では補足給付の件数403件、支給額合計1,225万円、1件あたりの支給額3.0万円となっている。福祉型障害児入所施設では、補足給付の件数694件、支給額合計2,839万円、1件あたりの支給額4.1万円となっている。療養介護の医療型個別減免については、件数8,249件、減免額合計40,590万円、1件あたりの減免額4.9万円となっている。医療型障害児入所施設の医療型個別減免については、件数617件、減免額合計1,938万円、1件あたりの減免額3.1万円となっている。

図表 2 補足給付・医療型個別減免の支給件数及び支給・減免額(令和5年5月)

### 補足給付

(単位：件、万円、万円/件)	全体 [n=1,010]		
	支給（請求）認定 合計件数（件）	支給額合計 （万円）	1件あたり支給額 （万円/件）
施設入所支援	403	1,225	3.0
うち、20歳未満・一般1	147	518	3.5
福祉型障害児入所施設	694	2,839	4.1
うち、20歳未満・一般1（障害児）	548	2,248	4.1
うち、20歳未満・一般1（18・19歳）	14	67	4.8

※施設入所支援の補足給付の件数・支給額は、利用者が20歳未満の場合のみ（20歳以上は含まない）

### 医療型個別減免

(単位：件、万円、万円/件)	全体 [n=1,010]		
	支給（請求）認定 合計件数（件）	減免額合計 （万円）	1件あたり減免額 （万円/件）
療養介護	8,249	40,590	4.9
うち、20歳未満・一般1（障害児）	2	13	6.4
うち、20歳未満・一般1（18・19歳）	83	649	7.8
うち、20歳以上・低所得2	6,834	32,755	4.8
うち、20歳以上・低所得1	897	4,756	5.3
医療型障害児入所支援	617	1,938	3.1
うち、20歳未満・低所得2（障害児）	82	326	4.0
うち、20歳未満・低所得2（18・19歳）	2	6	3.1
うち、20歳未満・低所得1（障害児）	75	293	3.9
うち、20歳未満・低所得1（18・19歳）	0	0	-

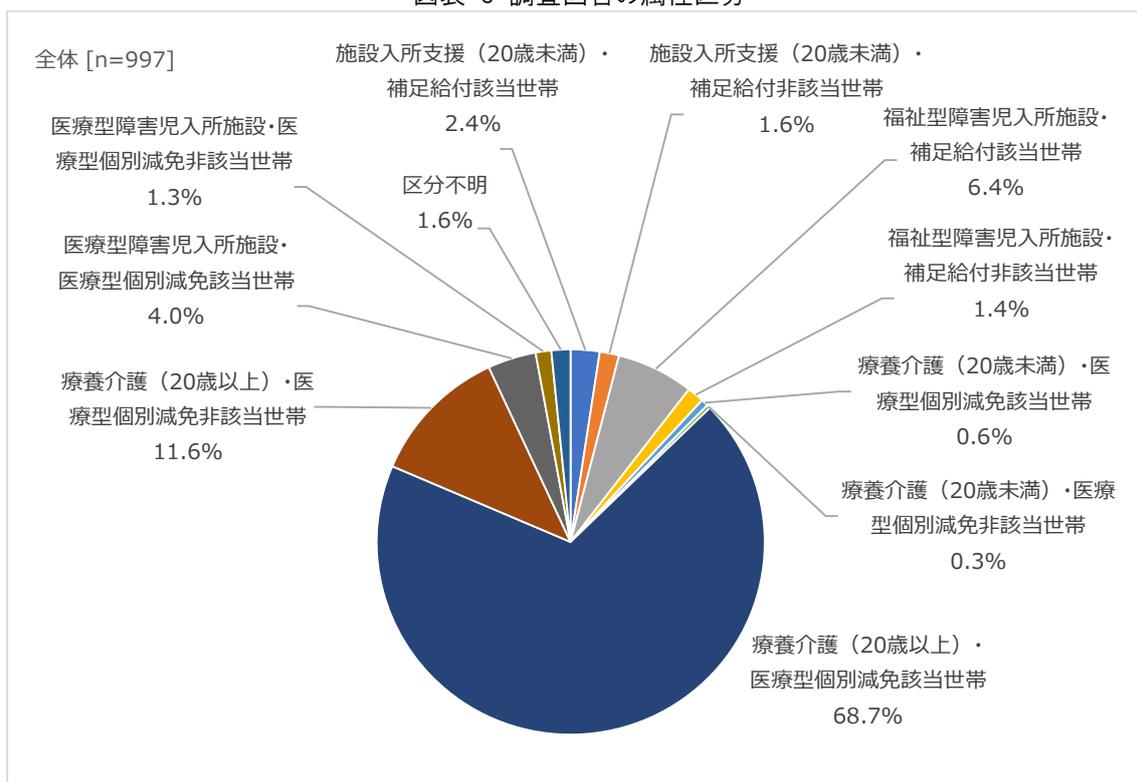
## (2) 施設入所者等の状況

補足給付（利用者 20 歳未満）・医療型個別減免の対象者（経過措置の該当者・非該当者）への調査については、自治体に調査対象者の抽出・調査票の送付を依頼し、調査対象者が直接回答を返送する方法で実施し、997 件の回答を得た。回答を得られた先の属性については、「療養介護（20 歳以上）・医療型個別減免該当世帯」が 68.7%と多くを占めており、次いで、「療養介護（20 歳以上）・医療型個別減免非該当世帯」が 11.6%となっている。

以降では、回答のうち、「区分不明」1.6%（16 件）を除いた 981 件を集計対象とし、以下に区分して集計を行っている。

利用者が 20 歳未満（保護者世帯）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足給付（施設入所支援、福祉型障害児入所施設）の経過措置該当</li> <li>・補足給付（施設入所支援、福祉型障害児入所施設）の経過措置非該当</li> <li>・医療型個別減免（療養介護、医療型障害児入所施設）の経過措置該当</li> <li>・医療型個別減免（療養介護、医療型障害児入所施設）の経過措置非該当</li> </ul>
利用者が 20 歳以上（本人世帯）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療型個別減免（療養介護）の経過措置該当</li> <li>・医療型個別減免（療養介護）の経過措置非該当</li> </ul>

図表 3 調査回答の属性区分

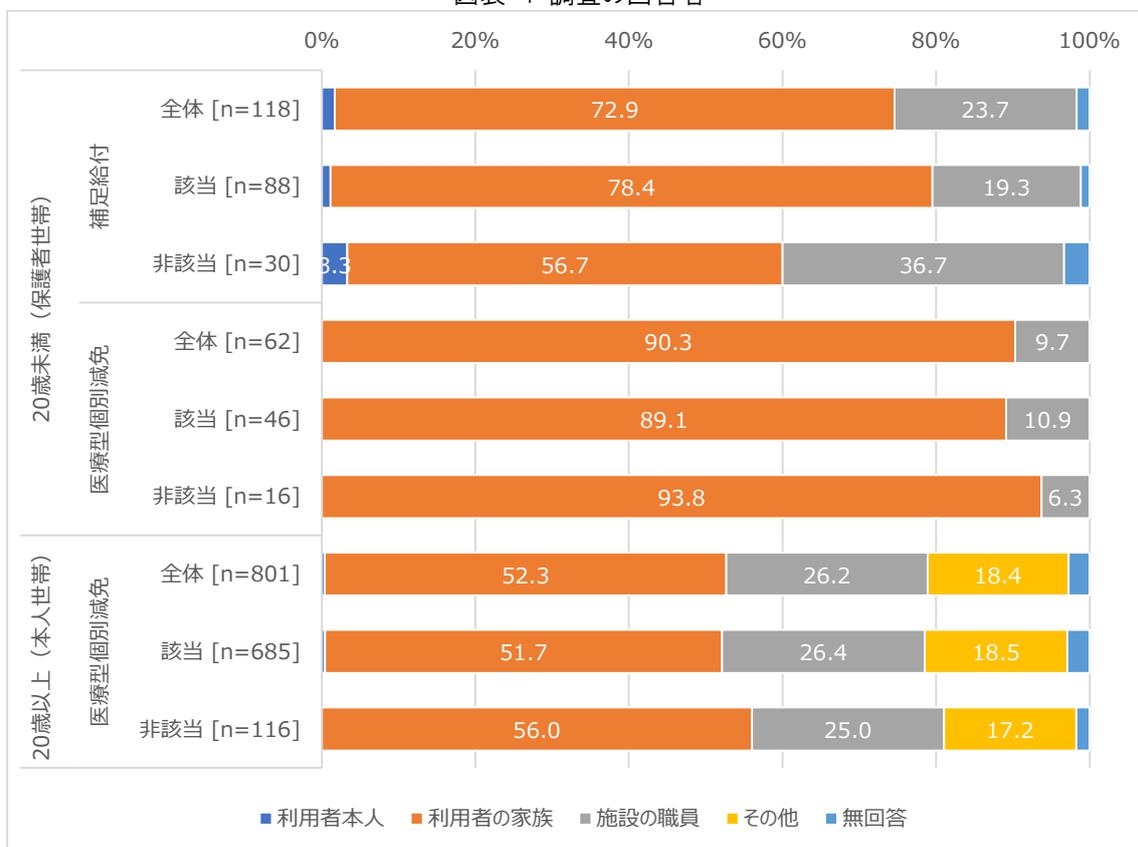


注) 障害者支援施設の入所者（施設入所支援の利用者）の補足給付は、20歳以上の入所者も給付対象だが、本調査は補足給付の経過措置に関する調査であるため、経過措置が適用される20歳未満の入所者（20歳未満の入所者の保護者世帯）のみを調査対象とした。したがって、回答の中に20歳以上の障害者支援施設入所者（20歳以上の補足給付受給者）は含まれない。

## ①調査の回答者

調査の回答者については、利用者が20歳未満（保護者世帯）では、「利用者の家族」が多くなっている。利用者が20歳以上（本人世帯）の場合も「利用者の家族」が半数以上となっているが、「施設の職員」や「その他」（後見人等）による回答も一定数見られる。

図表 4 調査の回答者



※「20歳未満（保護者世帯）」の「補足給付」は施設入所支援と福祉型障害児入所施設を含む。「20歳未満（保護者世帯）」の「医療型個別減免」は療養介護と医療型障害児入所施設を含む。「20歳以上（本人世帯）」の「医療型個別減免」は療養介護のみである。（以下同様）

## ②対象者の属性等

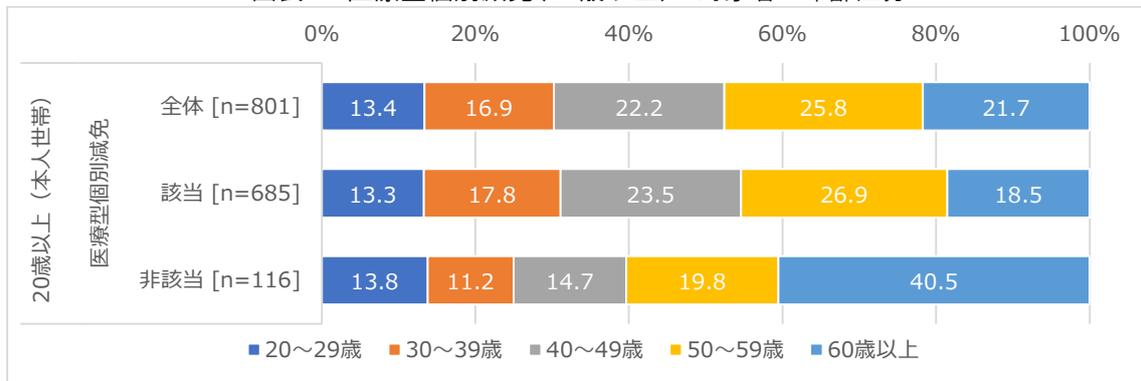
対象者の年齢は、20歳未満の補足給付の対象者（施設入所支援、福祉型障害児入所施設）では平均15.8歳、20歳未満の医療型個別減免の対象者では平均12.0歳、20歳以上の医療型個別減免の対象者では平均47.8歳となっている。

20歳以上の医療型個別減免の対象者について、年齢区分を見ると、40～59歳の層が比較的多くなっているが、経過措置の非該当者では60歳以上が多くなっている。

図表 5 年齢(令和5年5月末時点)

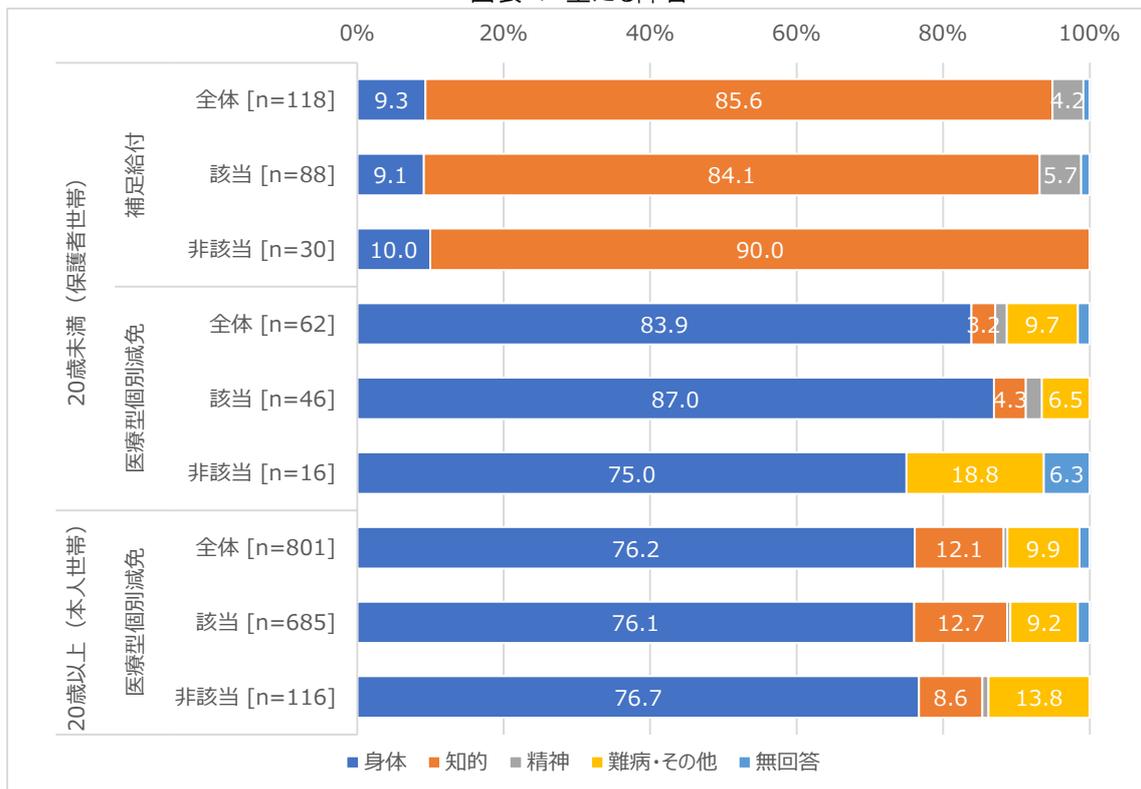
負担軽減措置の種別	20歳未満（保護者世帯）						20歳以上（本人世帯）		
	補足給付			医療型個別減免			医療型個別減免		
経過措置の該当別	全体 [n=118]	該当 [n=88]	非該当 [n=30]	全体 [n=62]	該当 [n=46]	非該当 [n=16]	全体 [n=801]	該当 [n=685]	非該当 [n=116]
平均値	15.8	15.4	16.9	12.0	12.1	11.8	47.8	46.8	53.3

図表 6 医療型個別減免(20歳以上)の対象者の年齢区分



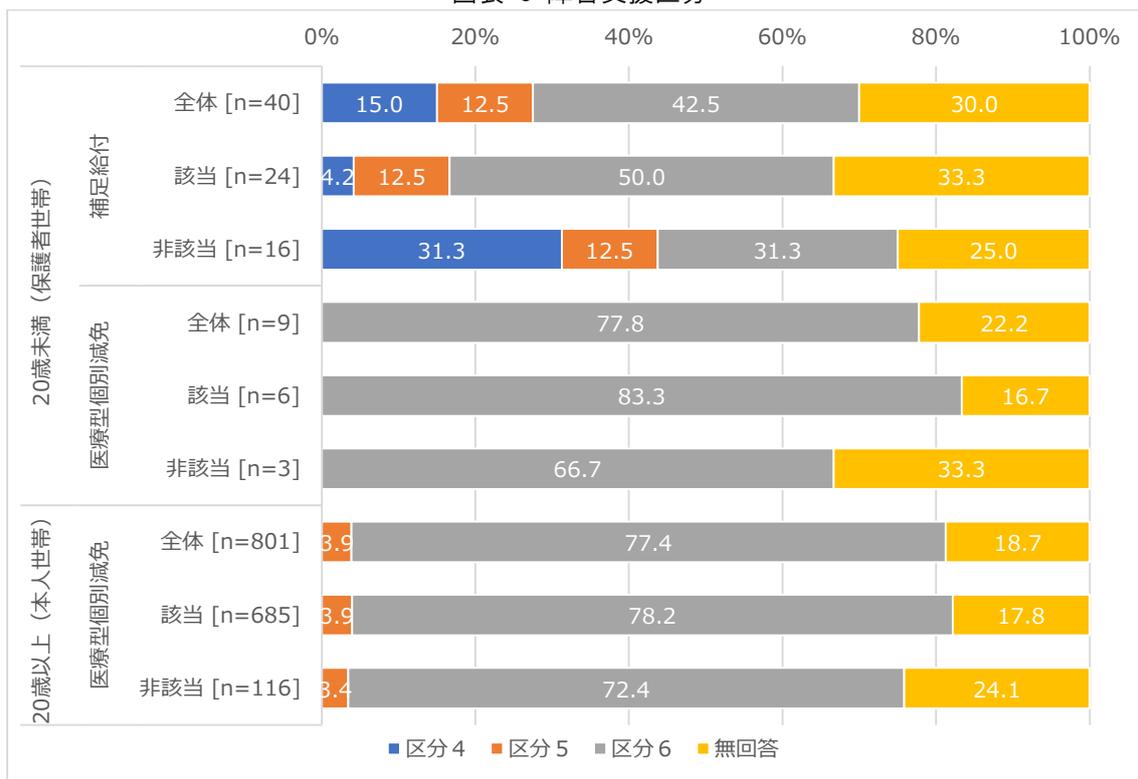
対象者の主たる障害は、利用者が補足給付の対象者では「知的障害」、医療型個別減免の対象者では「身体障害」が多くなっている。

図表 7 主たる障害



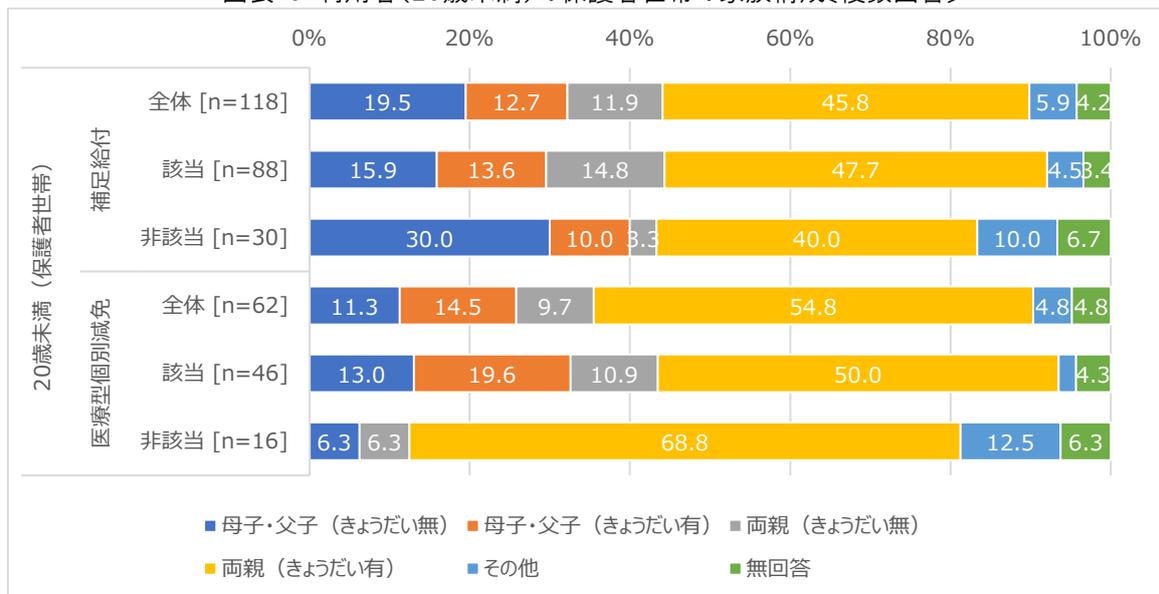
対象者の障害支援区分は、「区分6」が多くなっている。（対象者が18歳以上のみ）

図表 8 障害支援区分



20歳未満の利用者について、保護者世帯の家族構成を聞いたところ、世帯類型としては、両親ときょうだいのいる世帯が多くなっている。世帯人数は、利用者が補足給付の対象者では平均3.7人、医療型個別減免の対象者では平均4.0人となっている。

図表 9 利用者(20歳未満)の保護者世帯の家族構成〔複数回答〕

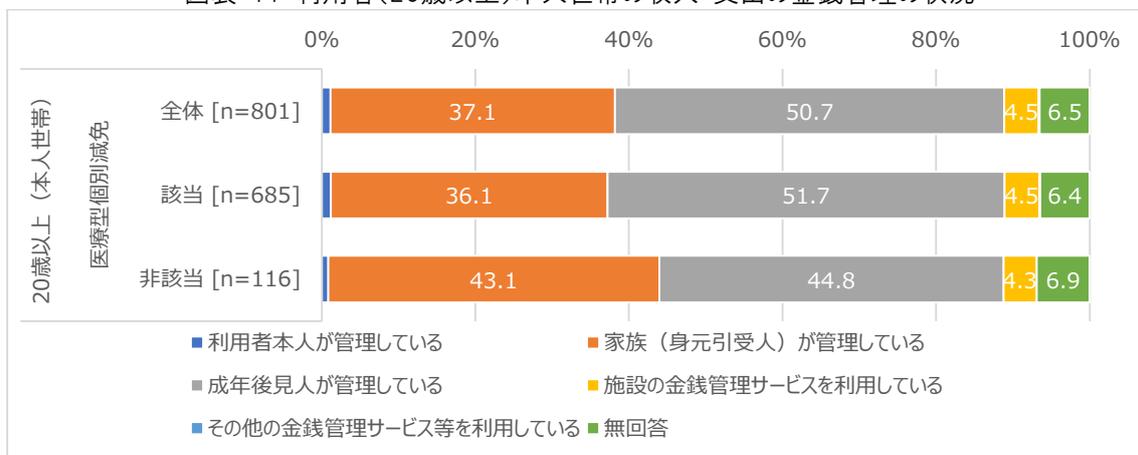


図表 10 利用者(20歳未満)の保護者世帯の世帯人数(利用者・保護者含む)

(単位:人)	20歳未満 (保護者世帯)					
負担軽減措置の種別	補足給付			医療型個別減免		
経過措置の該当別	全体 [n=107]	該当 [n=81]	非該当 [n=26]	全体 [n=58]	該当 [n=43]	非該当 [n=15]
平均値	3.7	3.8	3.7	4.0	3.8	4.3

20歳以上の利用者について、本人世帯の収入・支出について、金銭管理をどのようにしているかを聞いたところ、「成年後見人が管理している」が50.7%、「家族（身元引受人）が管理している」が37.1%となっている。

図表 11 利用者(20歳以上)本人世帯の収入・支出の金銭管理の状況



### ③世帯収入の状況

対象者の家計の状況として、世帯収入を聞いたところ、利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、平均319,600円、経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で299,688円、非該当者で386,230円となっている。

利用者が20歳未満（保護者世帯）で医療型個別減免の対象者では、平均368,368円、経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で310,527円、非該当者で500,575円となっている。

利用者が20歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者では、平均92,871円、経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で91,974円、非該当者で98,564円となっている。

図表 12 世帯収入額(令和5年5月の1か月分)

(単位：円)	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
	20歳未満(保護者世帯)			20歳未満(保護者世帯)		
負担軽減措置の種別	補足給付			補足給付		
経過措置の該当別	全体 [n=113]	該当 [n=87]	非該当 [n=26]	全体 [n=10]	該当 [n=5]	非該当 [n=5]
給与、報酬、賃金、工賃など働いて得た収入	261,367	245,421	314,725	249,798	257,850	241,746
障害基礎年金・障害厚生年金	1,028	0	4,467	500	0	1,000
補足給付	44,528	47,804	33,566	41,899	49,058	34,740
生活保護費	3,098	0	13,464	3,500	0	7,000
年金生活者支援給付金	0	0	0	0	0	0
その他の公的手当、年金、給付金等	7,274	4,847	15,394	9,600	0	19,200
その他の収入(仕送り等)	2,306	1,615	4,615	0	0	0
収入合計	319,600	299,688	386,230	305,296	306,907	303,686
(単位：円)	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
	20歳未満(保護者世帯)			20歳未満(保護者世帯)		
負担軽減措置の種別	医療型個別減免			医療型個別減免		
経過措置の該当別	全体 [n=46]	該当 [n=32]	非該当 [n=14]	全体 [n=10]	該当 [n=2]	非該当 [n=7]
給与、報酬、賃金、工賃など働いて得た収入	349,208	286,933	491,550	307,150	184,750	386,000
障害基礎年金・障害厚生年金	0	0	0	8,134	0	0
補足給付	0	0	0	0	0	0
生活保護費	1,138	0	3,740	0	0	0
年金生活者支援給付金	0	0	0	0	0	0
その他の公的手当、年金、給付金等	6,391	6,875	5,286	38,135	31,675	45,429
その他の収入(仕送り等)	11,630	16,719	0	13,000	65,000	0
収入合計	368,368	310,527	500,575	366,419	281,425	431,429
(単位：円)	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
	20歳以上(本人世帯)			20歳以上(本人世帯)		
負担軽減措置の種別	医療型個別減免			医療型個別減免		
経過措置の該当別	全体 [n=617]	該当 [n=533]	非該当 [n=84]	全体 [n=483]	該当 [n=186]	非該当 [n=267]
給与、報酬、賃金、工賃など働いて得た収入	728	439	2,561	378	543	305
障害基礎年金・障害厚生年金	75,648	76,657	69,240	80,920	80,658	80,737
補足給付	0	0	0	0	0	0
生活保護費	0	0	0	117	67	165
年金生活者支援給付金	4,155	4,209	3,816	2,919	3,350	2,643
その他の公的手当、年金、給付金等	11,695	9,947	22,789	6,449	8,127	5,892
その他の収入(仕送り等)	645	722	158	31	27	37
収入合計	92,871	91,974	98,564	90,814	92,773	89,779

※参考として、令和3年9月の調査結果を併記している。なお、令和3年9月のデータについては、比較のため、今回調査の基準に合わせて再集計しており、前回調査の公表値(集計値、n数)とは一致しない。

※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

#### ④世帯支出の状況

世帯支出について、入所施設関係の支出額を聞いたところ、利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、平均22,232円、経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で20,917円、非該当者で26,633円となっている。

利用者が20歳未満（保護者世帯）で医療型個別減免の対象者では、平均15,867円、経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で13,688円、非該当者で20,849円となっている。

利用者が20歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者では、平均37,486円、経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で36,778円、非該当者で41,980円となっている。

図表 13 入所施設関係の世帯支出額(令和5年5月の1か月分)

(単位：円)	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
	20歳未満(保護者世帯)			20歳未満(保護者世帯)		
負担軽減措置の種別	補足給付			補足給付		
経過措置の該当別	全体 [n=113]	該当 [n=87]	非該当 [n=26]	全体 [n=10]	該当 [n=5]	非該当 [n=5]
障害福祉サービス利用料(日中サービス含む)	9,184	9,470	8,227	7,945	9,630	6,260
療養介護・障害児施設医療費	0	0	0	0	0	0
施設の室料	683	674	712	0	0	0
施設の食費(自己負担分)	7,289	6,362	10,393	5,579	5,248	5,910
施設の光熱水費(自己負担分)	1,965	1,684	2,906	1,282	656	1,909
うち、電気代	1,235	1,059	1,823			
うち、ガス代	218	186	324			
うち、水道代	510	435	759			
上記以外の費目の施設への支払額	3,110	2,726	4,396	1,575	2,000	1,149
施設関係支出合計	22,232	20,917	26,633	16,381	17,534	15,228
(単位：円)	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
負担軽減措置の種別	20歳未満(保護者世帯)			20歳未満(保護者世帯)		
	医療型個別減免			医療型個別減免		
経過措置の該当別	全体 [n=46]	該当 [n=32]	非該当 [n=14]	全体 [n=10]	該当 [n=2]	非該当 [n=7]
障害福祉サービス利用料(日中サービス含む)	4,049	4,445	3,143	0	0	0
療養介護・障害児施設医療費	5,368	4,226	7,977	11,760	9,650	14,043
施設の室料	0	0	0	0	0	0
施設の食費(自己負担分)	2,390	465	6,789	2,000	0	0
施設の光熱水費(自己負担分)	449	359	655	0	0	0
うち、電気代	234	156	411			
うち、ガス代	55	47	73			
うち、水道代	161	156	171			
上記以外の費目の施設への支払額	3,612	4,192	2,286	3,600	1,500	4,714
施設関係支出合計	15,867	13,688	20,849	17,360	11,150	18,757
(単位：円)	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
負担軽減措置の種別	20歳以上(本人世帯)			20歳以上(本人世帯)		
	医療型個別減免			医療型個別減免		
経過措置の該当別	全体 [n=617]	該当 [n=533]	非該当 [n=84]	全体 [n=483]	該当 [n=186]	非該当 [n=267]
障害福祉サービス利用料(日中サービス含む)	1,030	839	2,240	724	535	937
療養介護・障害児施設医療費	12,477	11,677	17,556	11,941	11,165	12,587
施設の室料	270	257	353	607	688	567
施設の食費(自己負担分)	17,826	18,072	16,262	10,254	10,307	10,287
施設の光熱水費(自己負担分)	179	193	95	308	291	283
うち、電気代	122	132	60			
うち、ガス代	86	17	520			
うち、水道代	41	43	25			
上記以外の費目の施設への支払額	5,704	5,740	5,474	5,975	6,361	5,832
施設関係支出合計	37,486	36,778	41,980	29,808	29,345	30,492

※参考として、令和3年9月の調査結果を併記している。なお、令和3年9月のデータについては、比較のため、今回調査の基準に合わせて再集計しており、前回調査の公表値(集計値、n数)とは一致しない。

※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

入所施設関係以外の支出額については、入所施設への支払以外の支出として、利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、平均100,455円、経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で91,418円、非該当者で130,696円となっている。

利用者が20歳未満（保護者世帯）で医療型個別減免の対象者では、平均121,051円、経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で99,228円、非該当者で170,931円となっている。

利用者が20歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者では、平均7,557円、経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で7,403円、非該当者で8,538円となっている。

図表 14 入所施設関係以外の世帯支出額(令和5年5月の1か月分)

(単位：円)	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
	20歳未満(保護者世帯)			20歳未満(保護者世帯)		
負担軽減措置の種別	補足給付			補足給付		
経過措置の該当別	全体 [n=113]	該当 [n=87]	非該当 [n=26]	全体 [n=10]	該当 [n=5]	非該当 [n=5]
入所施設への支払以外の支出	100,455	91,418	130,696	133,367	146,834	119,900
うち、サービス利用者の日用消耗品費、被服・履物費、散髪代	4,404	4,663	3,537			
うち、サービス利用者の交通・通信費	1,305	1,533	542			
うち、サービス利用者の教育費	1,361	1,287	1,606			
うち、サービス利用者の娯楽費(趣味にかかる費用)	1,573	1,608	1,454			
うち、サービス利用者の保健医療費等(歯科医療費・眼科医療費等)	1,325	1,340	1,276			
税金・社会保険料(所得税、住民税などの税金、年金、健康保険、介護保険などの社会保険料)	36,333	36,598	35,446	44,255	47,810	40,700
(単位：円)	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
	20歳未満(保護者世帯)			20歳未満(保護者世帯)		
負担軽減措置の種別	医療型個別減免			医療型個別減免		
経過措置の該当別	全体 [n=46]	該当 [n=32]	非該当 [n=14]	全体 [n=10]	該当 [n=2]	非該当 [n=7]
入所施設への支払以外の支出	121,051	99,228	170,931	108,712	86,560	127,714
うち、サービス利用者の日用消耗品費、被服・履物費、散髪代	3,546	3,113	4,536			
うち、サービス利用者の交通・通信費	750	1,063	36			
うち、サービス利用者の教育費	490	705	0			
うち、サービス利用者の娯楽費(趣味にかかる費用)	996	963	1,071			
うち、サービス利用者の保健医療費等(歯科医療費・眼科医療費等)	907	891	943			
税金・社会保険料(所得税、住民税などの税金、年金、健康保険、介護保険などの社会保険料)	48,295	49,211	46,200	49,665	31,675	61,571
(単位：円)	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
	20歳以上(本人世帯)			20歳以上(本人世帯)		
負担軽減措置の種別	医療型個別減免			医療型個別減免		
経過措置の該当別	全体 [n=617]	該当 [n=533]	非該当 [n=84]	全体 [n=483]	該当 [n=186]	非該当 [n=267]
入所施設への支払以外の支出	7,557	7,403	8,538	7,032	8,704	6,397
うち、サービス利用者の日用消耗品費、被服・履物費、散髪代	3,769	3,757	3,851	2,845	3,409	2,646
うち、サービス利用者の交通・通信費	650	647	667	1,349	1,339	1,485
うち、サービス利用者の教育費	49	57	0	165	302	88
うち、サービス利用者の娯楽費(趣味にかかる費用)	540	577	308	619	576	718
うち、サービス利用者の保健医療費等(歯科医療費・眼科医療費等)	624	564	1,001			
税金・社会保険料(所得税、住民税などの税金、年金、健康保険、介護保険などの社会保険料)	2,990	2,627	5,296	1,317	1,276	1,451

※20歳未満(保護者世帯)の支出額について、「入所施設への支払い以外の支出」「税金・社会保険料」は、サービス利用者を含む世帯全体の支出額である。内額で示した「日用消耗品費、被服・履物費、散髪代」「交通・通信費」等はサービス利用者の支出分で、世帯の他の構成員の支出分は含まない。

※参考として、令和3年9月の調査結果を併記している。なお、令和3年9月のデータについては、比較のため、今回調査の基準に合わせて再集計しており、前回調査の公表値(集計値、n数)とは一致しない。

※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

1世帯あたりの平均収入と平均支出（施設関係支出、施設関係以外の支出、税金・社会保険料の合計）から収支差を見ると、いずれもプラス（収入>支出）となっている。収支差率は、利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、経過措置の該当者・非該当者でほぼ同じとなっている。また、利用者が20歳未満（保護者世帯）で医療型個別減免の対象者では経過措置の非該当者、利用者が20歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者では該当者で、収支差率のやや高い傾向が見られるが、それほど大きな差にはなっていない。

なお、標本数の比較的多い20歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者について、令和3年9月の調査結果と比較すると、令和5年5月では、収入に対して支出が増加し、収支差率の低下している傾向が見られる。

図表 15 世帯収支(令和5年5月の1か月分)

	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
(単位:円)	20歳未満(保護者世帯)			20歳未満(保護者世帯)		
負担軽減措置の種別	補足給付			補足給付		
経過措置の該当別	全体 [n=113]	該当 [n=87]	非該当 [n=26]	全体 [n=10]	該当 [n=5]	非該当 [n=5]
収入	319,600	299,688	386,230	305,296	306,907	303,686
支出	159,020	148,932	192,776	194,003	212,178	175,828
収支差	160,580	150,755	193,455	111,294	94,730	127,858
収支差率	50.2%	50.3%	50.1%	36.5%	30.9%	42.1%
	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
(単位:円)	20歳未満(保護者世帯)			20歳未満(保護者世帯)		
負担軽減措置の種別	医療型個別減免			医療型個別減免		
経過措置の該当別	全体 [n=46]	該当 [n=32]	非該当 [n=14]	全体 [n=10]	該当 [n=2]	非該当 [n=7]
収入	368,368	310,527	500,575	366,419	281,425	431,429
支出	185,212	162,126	237,980	175,737	129,385	208,043
収支差	183,155	148,400	262,595	190,682	152,040	223,386
収支差率	49.7%	47.8%	52.5%	52.0%	54.0%	51.8%
	令和5年5月			(参考) 令和3年9月		
(単位:円)	20歳以上(本人世帯)			20歳以上(本人世帯)		
負担軽減措置の種別	医療型個別減免			医療型個別減免		
経過措置の該当別	全体 [n=617]	該当 [n=533]	非該当 [n=84]	全体 [n=483]	該当 [n=186]	非該当 [n=267]
収入	92,871	91,974	98,564	90,814	92,773	89,779
支出	48,034	46,808	55,815	38,158	39,326	38,340
収支差	44,837	45,166	42,750	52,656	53,447	51,439
収支差率	48.3%	49.1%	43.4%	58.0%	57.6%	57.3%

※参考として、令和3年9月の調査結果を併記している。なお、令和3年9月のデータについては、比較のため、今回調査の基準に合わせて再集計しており、前回調査の公表値（集計値、n数）とは一致しない。

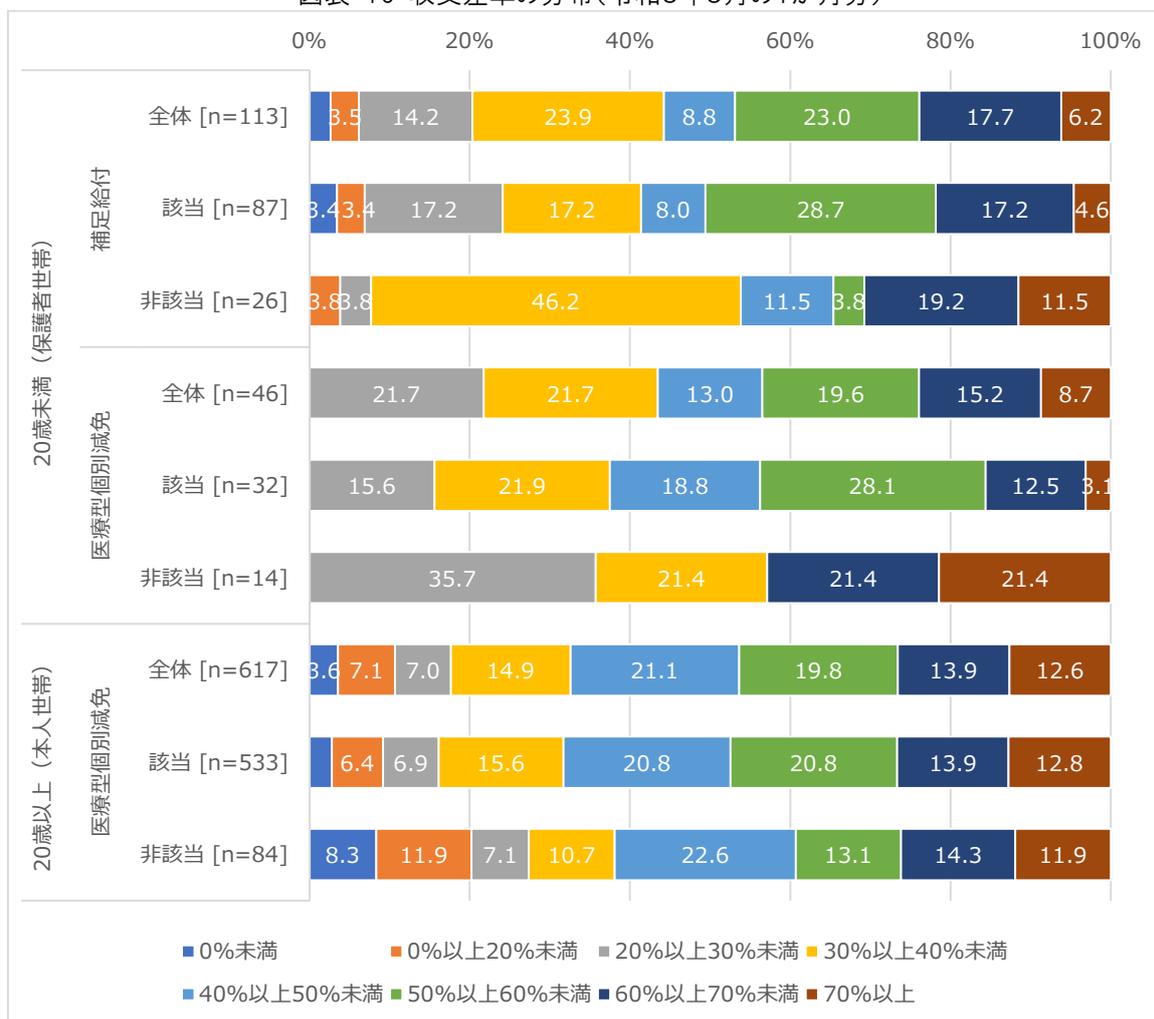
※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

各世帯の収支差率について、分布を見たところ、利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、「30%以上40%未満」の家計が23.9%、「50%以上60%未満」の家計が23.0%となっている。経過措置の該当・非該当で見ると、非該当者では「30%以上40%未満」が多い一方、「60%以上」の家計も比較的多くなっている。

利用者が20歳未満（保護者世帯）で医療型個別減免の対象者では、「20%以上30%未満」「30%以上40%未満」の家計がいずれも21.7%となっている。経過措置の該当・非該当で見ると、非該当者では「20%以上30%未満」が多い一方、「60%以上」の家計も比較的多くなっている。

利用者が20歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者では、「40%以上50%未満」の家計が21.1%、「50%以上60%未満」の家計が19.8%となっている。経過措置の該当・非該当で見ると、非該当者で「50%未満」の家計が比較的多くなっている。

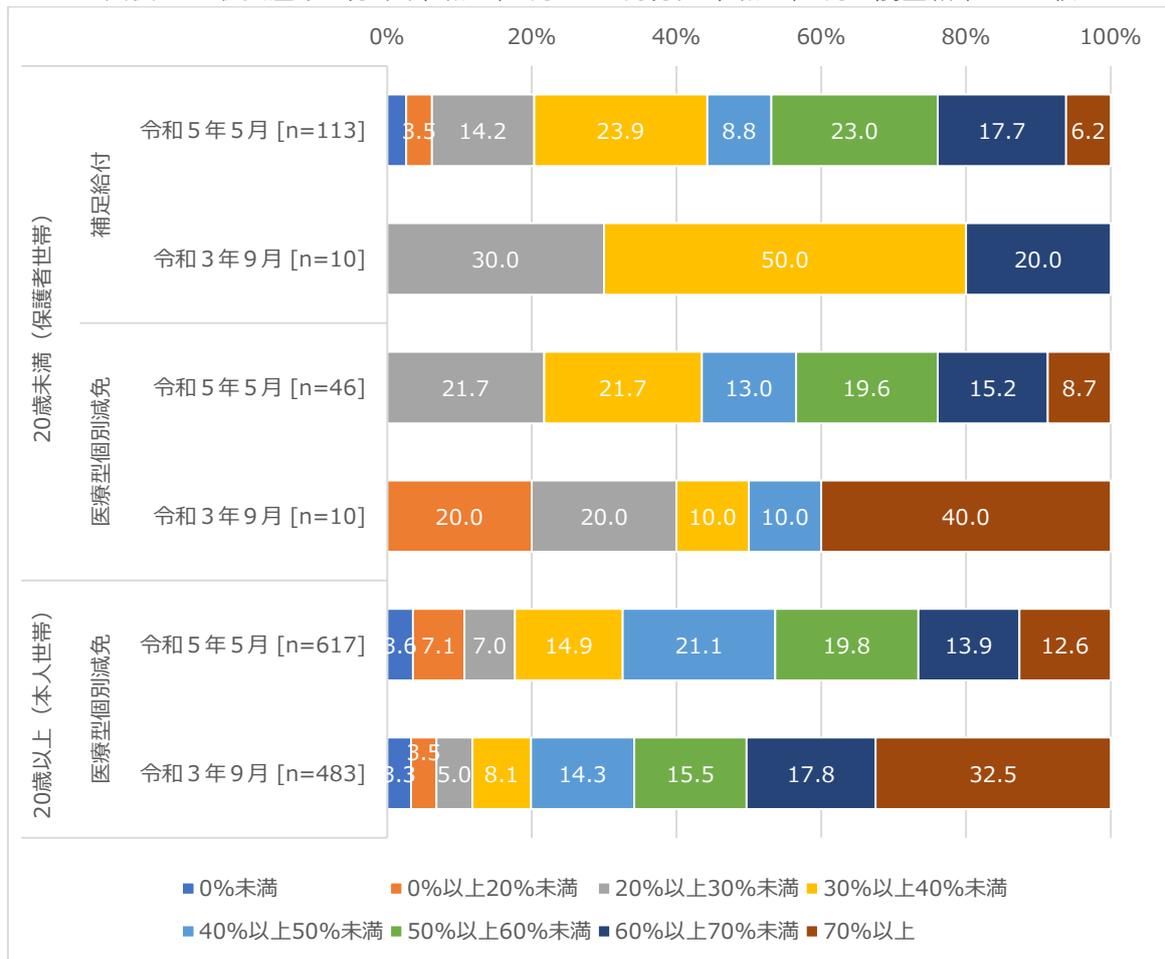
図表 16 収支差率の分布(令和5年5月の1か月分)



※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

各世帯の収支差率分布について、令和3年9月の調査結果と比較すると、標本数の比較的多い20歳以上(本人世帯)で医療型個別減免の対象者では、収支差率の高い層が減少している傾向が見られる。

図表 17 収支差率の分布(令和5年5月の1か月分) 令和3年9月の調査結果との比較



※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

参考として、1世帯あたりの平均収入と平均支出（施設関係支出、施設関係以外の支出、税金・社会保険料の合計）について、受給者証記載の所得区分で見た場合、以下のようになっている。収支差を見ると、低所得、一般のいずれもプラス（収入>支出）となっている。

図表 18 世帯収支(令和5年5月の1か月分)(所得区分別)

利用者の世帯区分	20歳未満（保護者世帯）						20歳以上（本人世帯）		
	補足給付			医療型個別減免			医療型個別減免		
所得区分	全体 [n=113]	低所得 [n=8]	一般 [n=94]	全体 [n=46]	低所得 [n=32]	一般 [n=6]	全体 [n=617]	低所得 [n=598]	一般 [n=8]
世帯収入額									
給与・報酬、賃金、工賃など働いて得た収入	261,367	228,024	253,319	349,208	286,933	437,500	728	597	5,677
障害基礎年金・障害厚生年金	1,028	0	705	0	0	0	75,648	75,945	52,006
補足給付	44,528	47,182	45,997	0	0	0	0	0	0
生活保護費	3,098	0	0	1,138	0	0	0	0	0
年金生活者支援給付金	0	0	0	0	0	0	4,155	4,246	750
その他の公的手当、年金、給付金等	7,274	0	5,127	6,391	6,875	0	11,695	11,269	55,845
その他の収入（仕送り等）	2,306	0	1,495	11,630	16,719	0	645	643	1,656
世帯支出額（入所施設関係）									
障害福祉サービス利用料（日中サービス含む）	9,184	0	10,348	4,049	4,445	3,133	1,030	911	3,489
療養介護・障害児施設医療費	0	0	0	5,368	4,226	3,485	12,477	12,378	31,021
施設の室料	683	2,188	624	0	0	0	270	257	0
施設の食費（自己負担分）	7,289	11,151	6,859	2,390	465	4,960	17,826	17,996	29,566
施設の光熱水費（自己負担分）	1,965	5,009	1,821	449	359	1,529	179	185	0
うち、電気代	1,235	3,142	1,144	234	156	959	122	126	0
うち、ガス代	218	559	201	55	47	171	86	88	0
うち、水道代	510	1,308	471	161	156	399	41	42	0
上記以外の費目の施設への支払額	3,110	7,829	2,790	3,612	4,192	5,333	5,704	5,769	4,078
世帯支出額（入所施設関係以外）									
入所施設への支払以外の支出	100,455	99,551	96,348	121,051	99,228	217,883	7,557	7,559	8,651
うち、サービス利用者の日用消耗品・被服・履物費、散髪代	4,404	4,062	4,383	3,546	3,113	1,000	3,769	3,812	3,232
うち、サービス利用者の交通・通信費	1,305	0	1,430	750	1,063	83	650	662	0
うち、サービス利用者の教育費	1,361	0	1,517	490	705	0	49	51	0
うち、サービス利用者の娯楽費（趣味にかかる費用）	1,573	963	1,490	996	963	0	540	549	625
うち、サービス利用者の保健医療費等（歯科医療費・眼科医療費等）	1,325	951	1,246	907	891	500	624	644	0
税金・社会保険料、所得税、住民税などの税金、年金、健康保険、介護保険などの社会保険料	36,333	23,943	36,616	48,295	49,211	30,322	2,990	2,841	9,040
収支									
収入	319,600	275,206	306,643	368,368	310,527	437,500	92,871	92,700	115,934
支出	159,020	149,669	155,405	185,212	162,126	266,645	48,034	47,896	85,844
収支差	160,580	125,536	151,238	183,155	148,400	170,855	44,837	44,804	30,090
収支差率	50.2%	45.6%	49.3%	49.7%	47.8%	39.1%	48.3%	48.3%	26.0%

※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

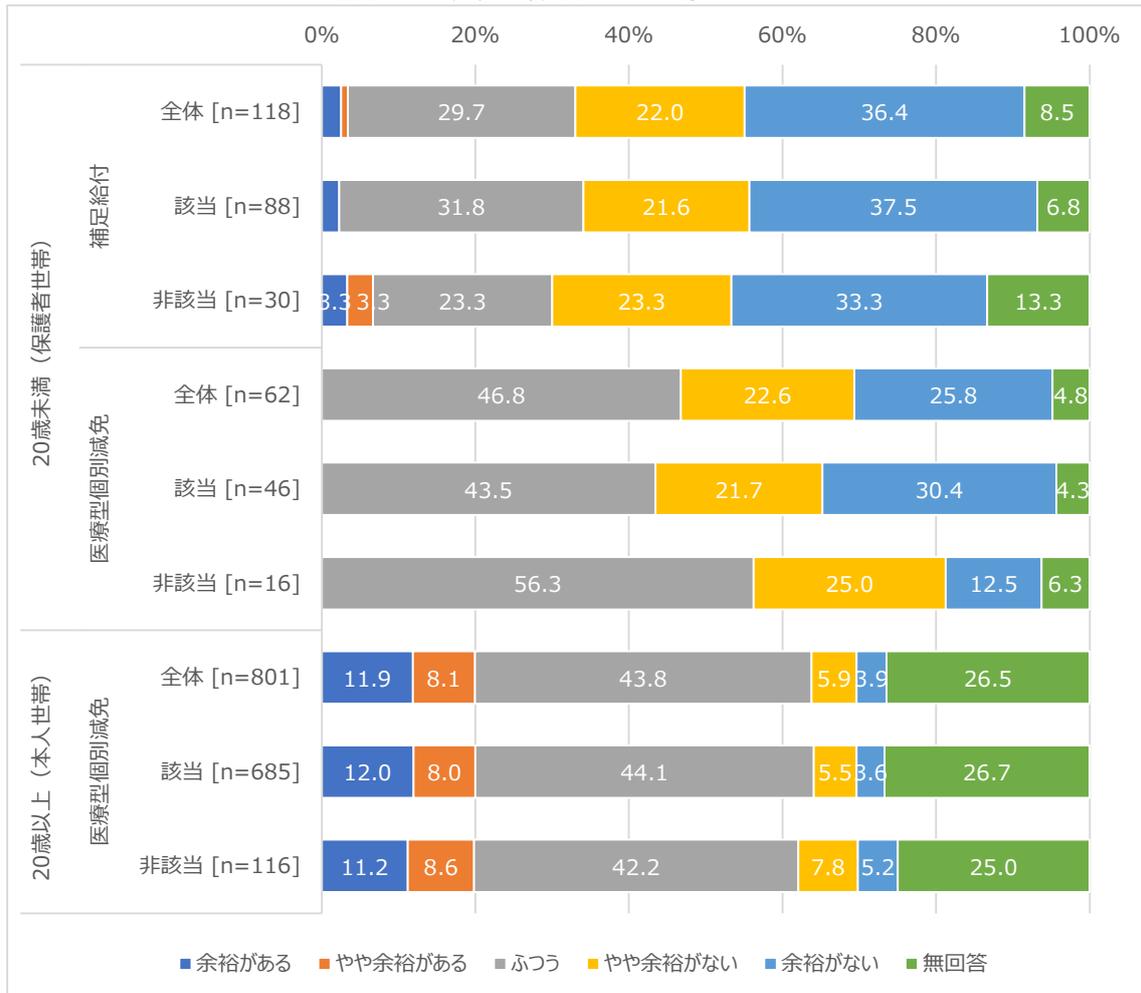
## ⑤現在の暮らしの状況（家計の状況）

現在の世帯の暮らしの状況（家計の状況）について、どのように感じるかを聞いたところ、利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、「余裕がない」が36.4%と多くなっている。

利用者が20歳未満（保護者世帯）で医療型個別減免の対象者では、「ふつう」が46.8%と多くなっている。経過措置の該当・非該当で見ると、非該当者で「ふつう」が比較的多くなっている。

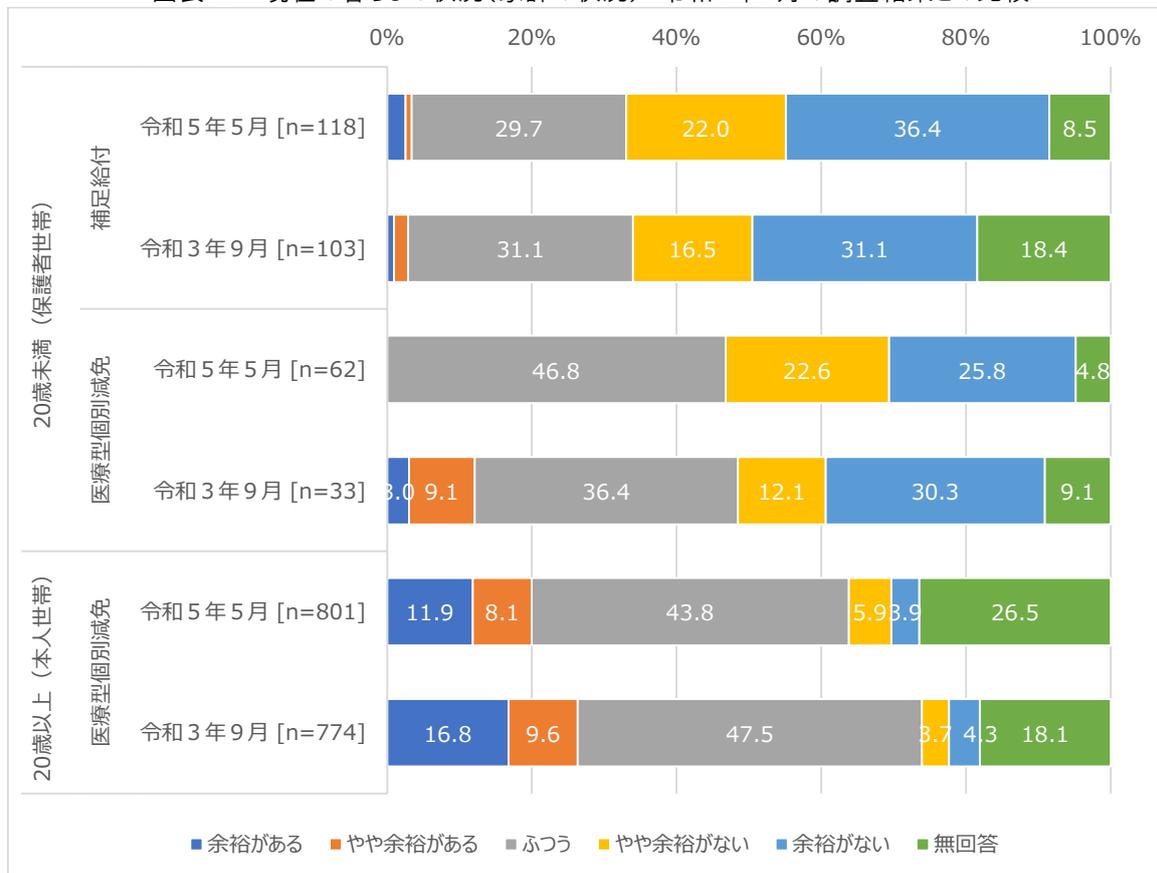
利用者が20歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者では、「ふつう」が43.8%と多くなっている。20歳未満（保護者世帯）の回答と比べて、「余裕がある」「やや余裕がある」が比較的多く、「余裕がない」「やや余裕がない」は少なくなっている。

図表 19 現在の暮らしの状況(家計の状況)



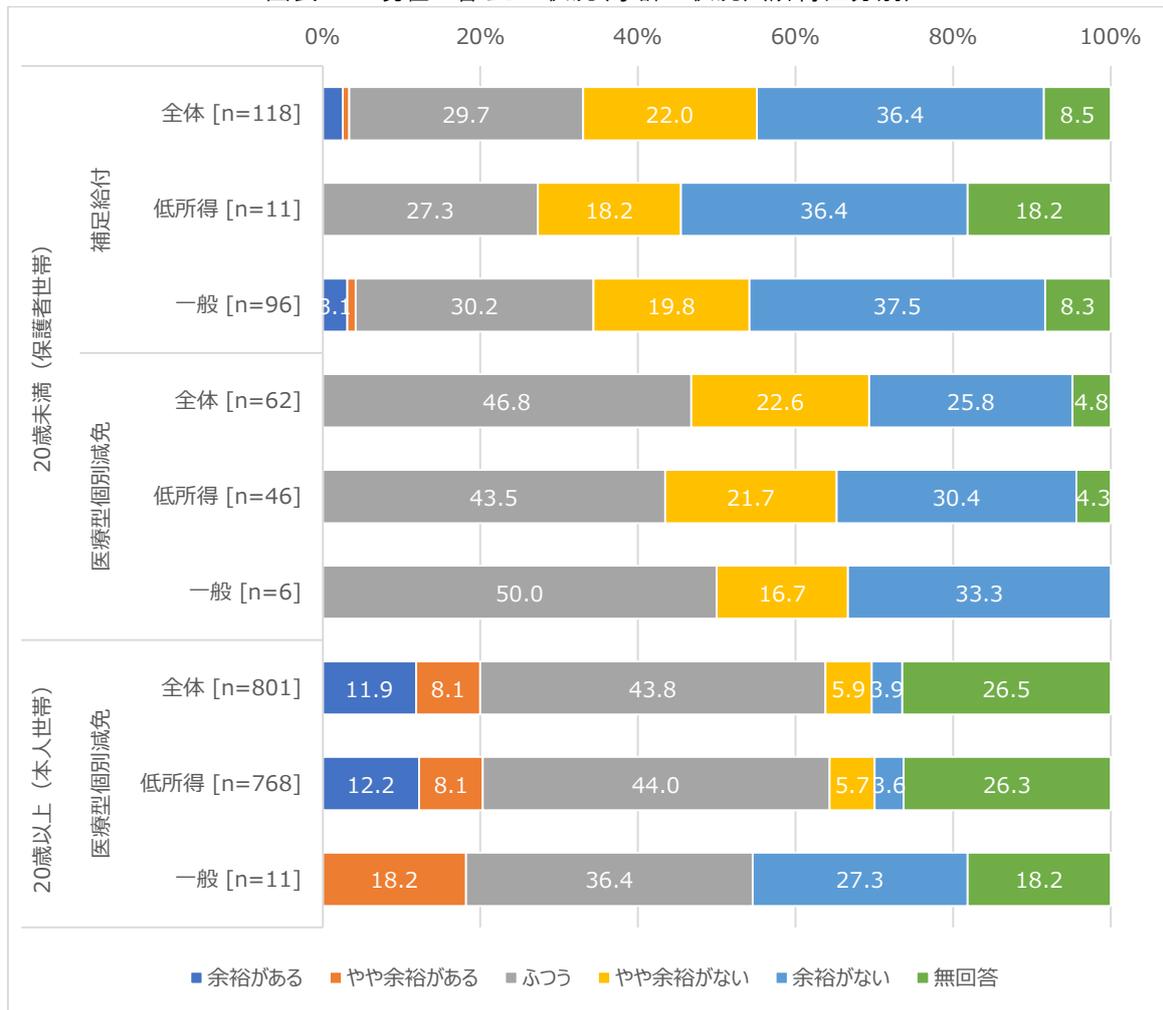
現在の世帯の暮らしの状況（家計の状況）について、令和3年9月の調査結果と比較すると、利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、「やや余裕がない」「余裕がない」が増加している傾向が見られる。また、利用者が20歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者では、「余裕がある」「やや余裕がある」「ふつう」がいずれも低下している傾向が見られる。

図表 20 現在の暮らしの状況(家計の状況) 令和3年9月の調査結果との比較



参考として、現在の世帯の暮らしの状況（家計の状況）について、受給者証記載の所得区分で見た場合、以下のようになっている。利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、低所得、一般のいずれも「余裕がない」が多くなっている。

図表 21 現在の暮らしの状況(家計の状況)(所得区分別)



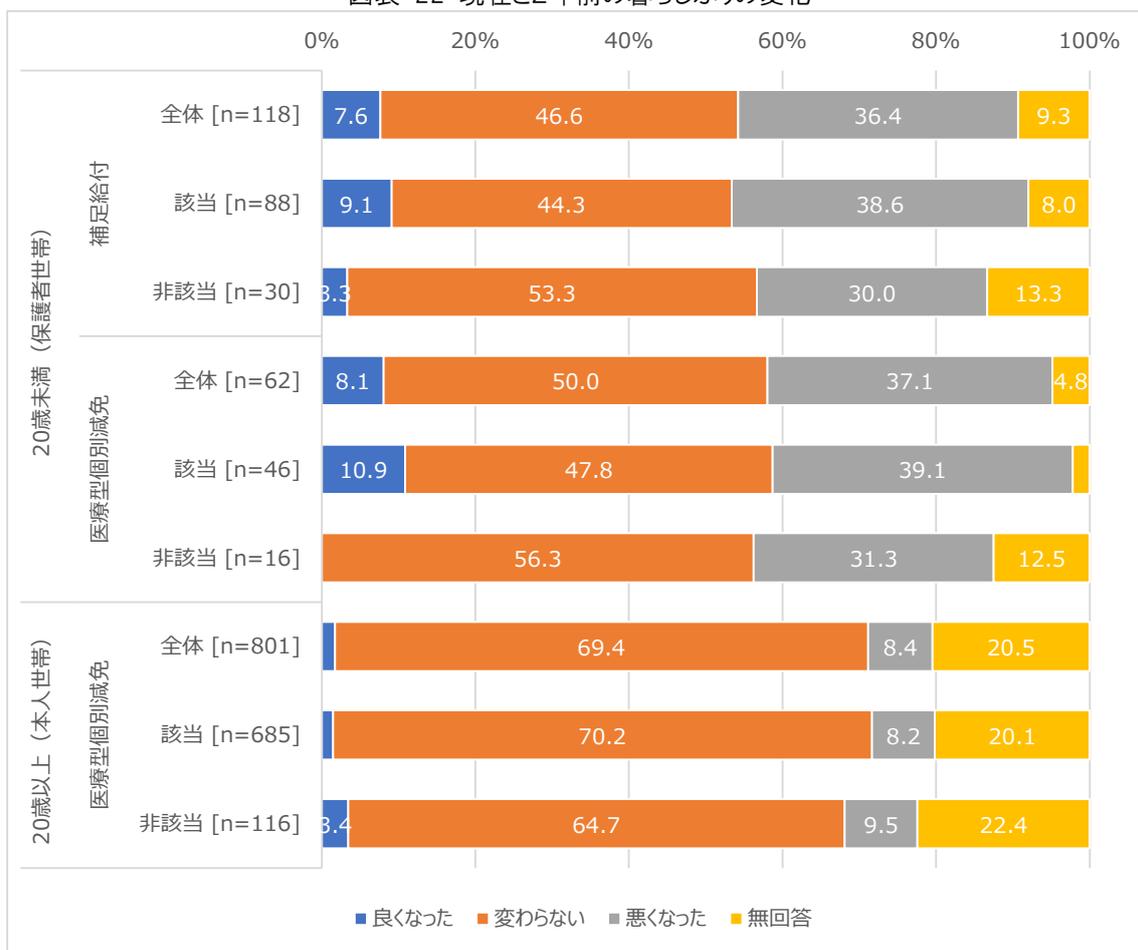
## ⑥現在と2年前の暮らしの変化

現在と2年前の暮らしを比較して、変化があるかどうかを聞いたところ、利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、「変わらない」が46.6%と多くになっている一方、「悪くなった」も36.4%見られる。

利用者が20歳未満（保護者世帯）で医療型個別減免の対象者では、「変わらない」が50.0%、「悪くなった」が37.1%となっている。経過措置の該当・非該当で見ると、非該当者で「変わらない」が比較的多くになっている。

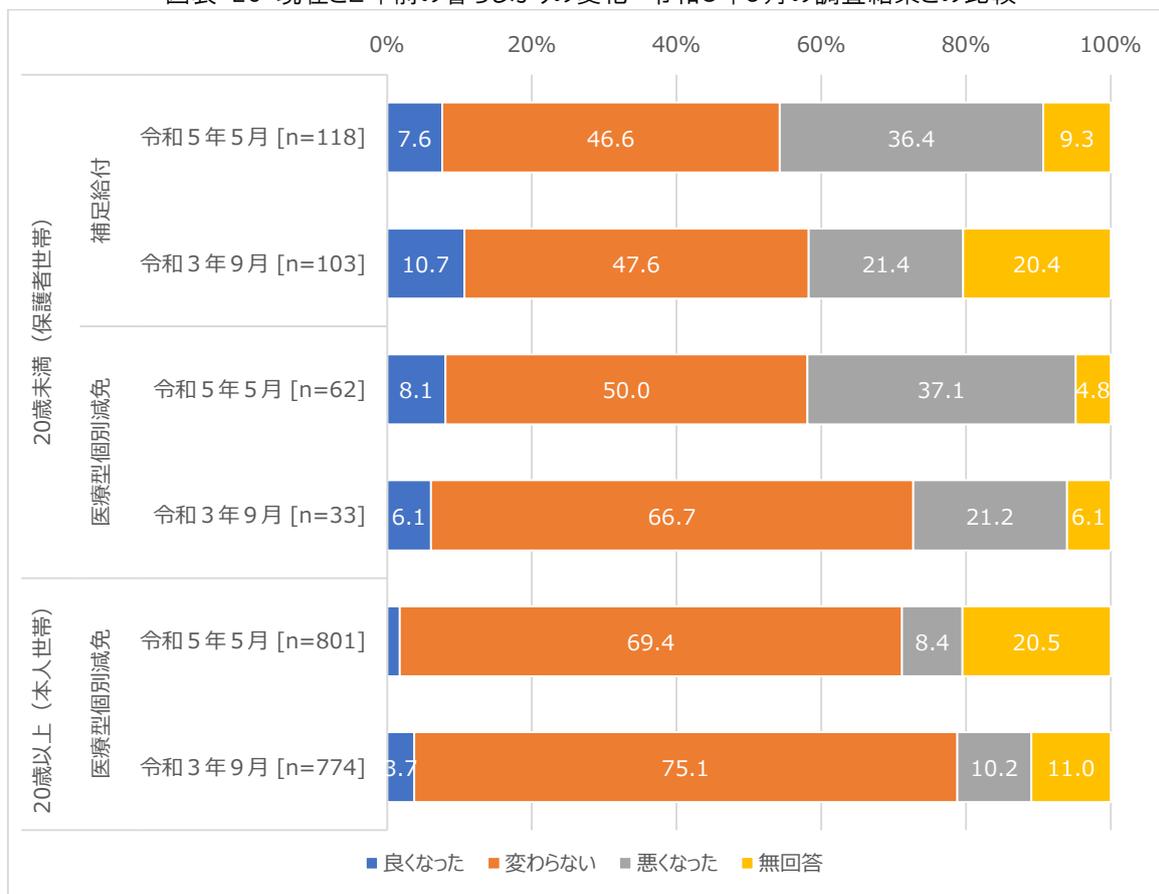
利用者が20歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者では、「変わらない」が69.4%と多くになっている。20歳未満（保護者世帯）の回答と比べて、「変わらない」が比較的多く、「悪くなった」は少なくなっている。

図表 22 現在と2年前の暮らしの変化



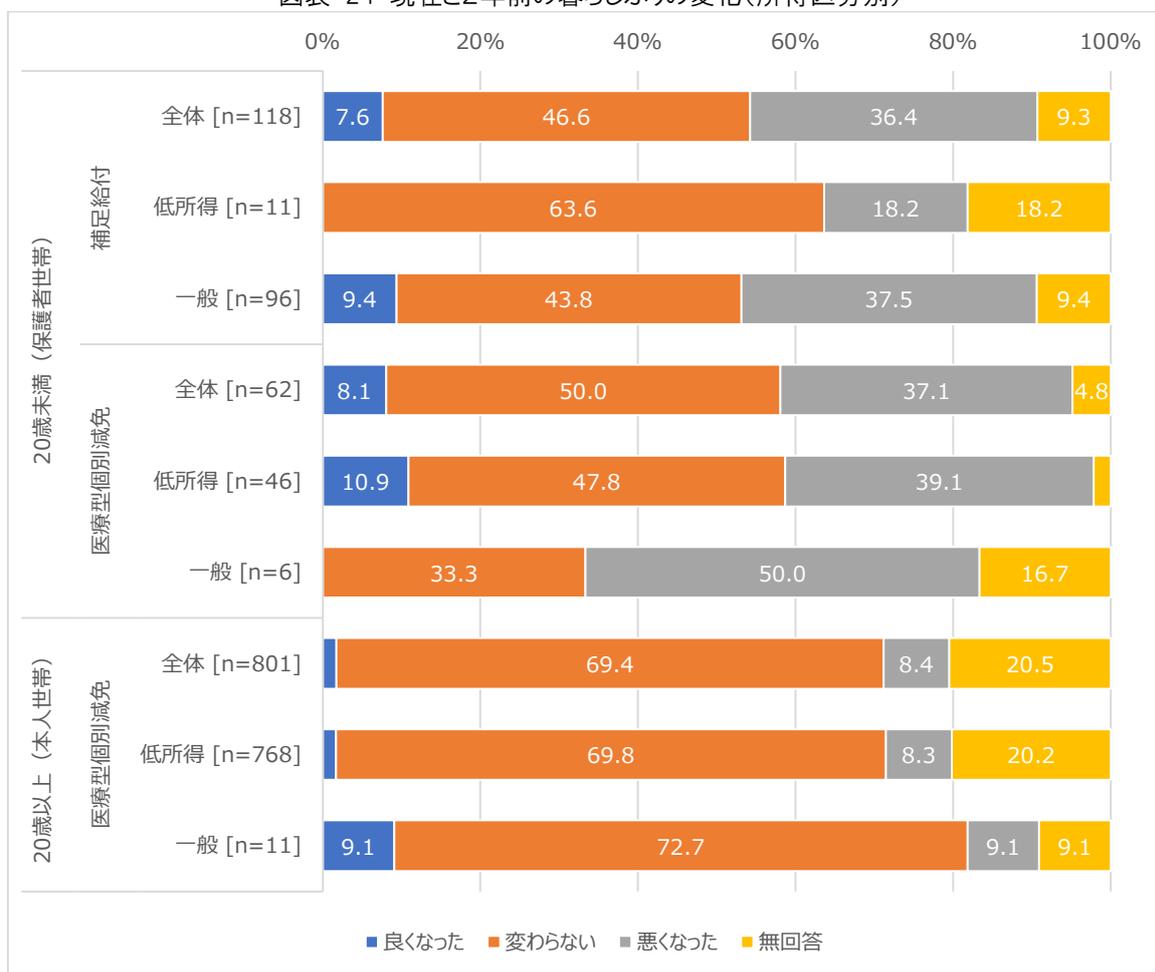
現在と2年前の暮らしの変化について、令和3年9月の調査結果と比較すると、利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者、医療型個別減免の対象者いずれも、「悪くなった」が増加している傾向が見られる。

図表 23 現在と2年前の暮らしの変化 令和3年9月の調査結果との比較



参考として、現在と2年前の暮らしぶりの変化について、受給者証記載の所得区分で見た場合、以下のようになっている。利用者が20歳未満（保護者世帯）の対象者では、低所得と比べて一般で「悪くなった」の多い傾向が見られる。

図表 24 現在と2年前の暮らしぶりの変化(所得区分別)

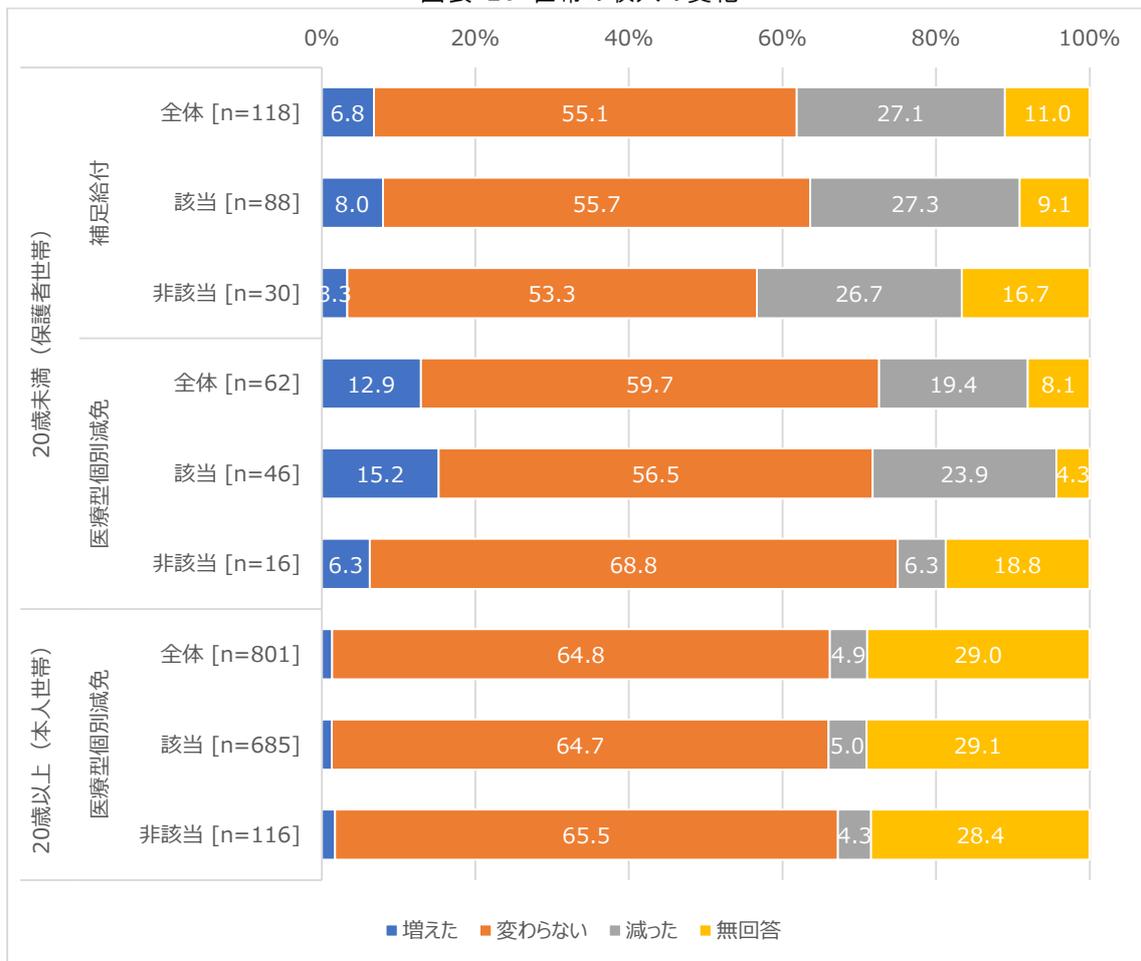


暮らしぶりの変化の背景として、世帯の収入に変化があるかどうかを聞いたところ、利用者が 20 歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、「変わらない」が 55.1%、「減った」が 27.1%となっている。

利用者が 20 歳未満（保護者世帯）で医療型個別減免の対象者では、「変わらない」が 59.7%、「減った」が 19.4%となっている。経過措置の該当・非該当で見ると、非該当者で「変わらない」が比較的多くなっている。

利用者が 20 歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者では、「変わらない」が 64.8%と多くなっている。20 歳未満（保護者世帯）の回答と比べて、「増えた」「減った」はいずれも少なくなっている。

図表 25 世帯の収入の変化

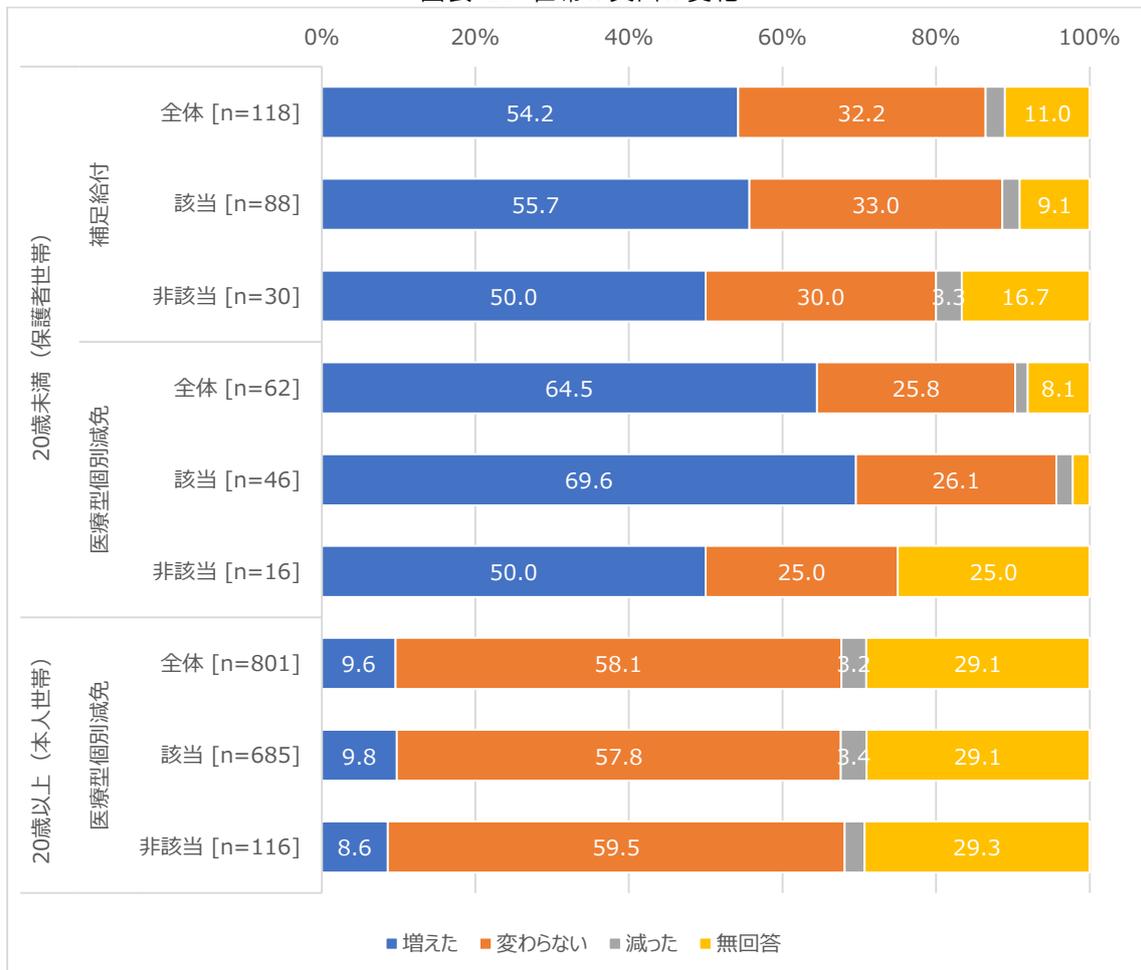


暮らしぶりの変化の背景として、世帯の支出に変化があるかどうかを聞いたところ、利用者が20歳未満（保護者世帯）で補足給付の対象者では、「増えた」が54.2%、「変わらない」が32.2%となっている。

利用者が20歳未満（保護者世帯）で医療型個別減免の対象者では、「増えた」が64.5%、「変わらない」が25.8%となっている。経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で「増えた」が比較的多くなっている。

利用者が20歳以上（本人世帯）で医療型個別減免の対象者では、「変わらない」が58.1%と多く、「増えた」「減った」はいずれも少なくなっている。

図表 26 世帯の支出の変化



### (3) 補足給付・医療型個別減免の制度について（参考）

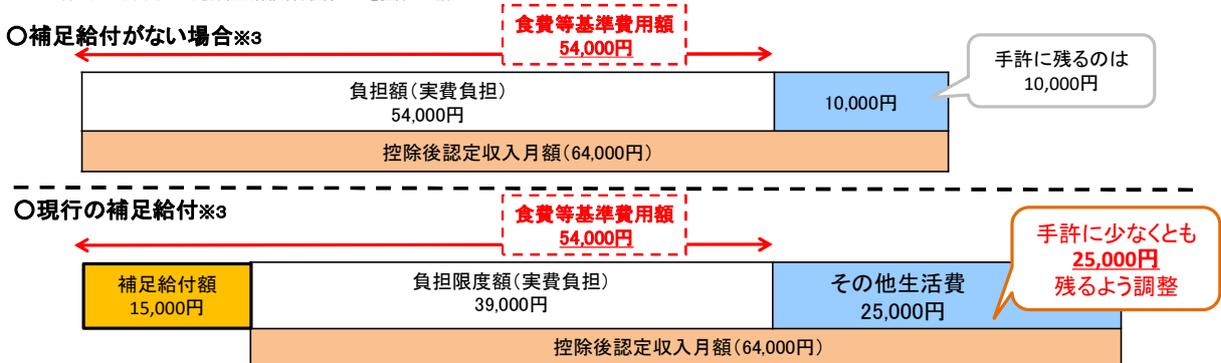
#### 補足給付の概要(20歳以上の障害者)

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るよう、食費等基準費用額(54,000円)※1から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

※1 食事・光熱水費にかかる平均費用

	補足給付の額
控除後認定収入額(※2)が66,667円を超える場合	(月額)54,000円－負担限度額 * 負担限度額(月額) = (66,667円－その他生活費の額) + (控除後認定収入額－66,667円) × 50%
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	(月額)54,000円－負担限度額 * 負担限度額(月額) = 控除後認定収入額－その他生活費の額
生活保護受給者	(月額)54,000円

※2 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額



※3 入所施設対象者(60歳未満、控除後認定収入額(月額)64,000円)の場合)

1

#### 補足給付の概要(障害児及び20歳未満の障害者)

収入のない20歳未満の施設入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用(地域で子供を育てるために通常必要な費用)の負担となるように補足給付を行う。

一般1世帯においては、世帯の負担軽減を図るため、制度施行時から、「地域で子供を育てるために通常必要な費用(養育費)」及び「福祉部分利用者負担相当額」を住民税非課税世帯と同様とする経過措置(養育費は79,000円→50,000円、利用者負担相当額は37,200円→15,000円、令和5年度末まで)を置いている。

区分	補足給付の額
一般1世帯(※R5年度末まで) 住民税非課税世帯 生活保護世帯	(月額)54,000円－負担限度額(月額) ※ 負担限度額(月額) = 50,000円－その他生活費の額(※1)－福祉部分利用者負担相当額(上限15,000円)
一般2世帯	(月額)54,000円－負担限度額(月額) ※ 負担限度額(月額) = 79,000円－その他生活費の額(※1)－福祉部分利用者負担相当額(上限37,200円)

【例】障害児入所施設利用者、一般1世帯(所得割28万円未満)、施設利用料259,000円の場合



【例】障害児入所施設利用者、一般2世帯(所得割28万円以上)、施設利用料259,000円の場合



2

## 医療型個別減免の概要

療養介護及び医療型障害児施設入所については、福祉サービスだけではなく医療も提供している。その利用者負担については、他の障害福祉サービスと同様、福祉サービスに係る利用者負担については、低所得者（市町村民税非課税世帯）はゼロとなっている。

そして、医療費実費負担についても、家計に与える影響を勘案し、自立支援医療と類似した仕組みにより、軽減を図っている。

### 給付される療養介護医療費又は障害児入所医療費<sup>(※1)</sup>

医療に要する費用から自己負担分（原則医療に要する費用の1割。ただし上限は負担上限月額まで）を控除した額を障害児入所医療費又は療養介護医療費として支給

（ただし健康保険法等による支給が行われる部分については支給しない＜併給調整＞）



### ○負担上限月額

	負担上限月額
A 一般(B、C、D以外の者)	40,200円 <sup>(※2)</sup>
B 低所得2(住民税非課税でC以外)	24,600円 <sup>(※2)</sup>
C 低所得1(住民税非課税で収入80万円以下)	15,000円 <sup>(※2)</sup>
D 生活保護世帯	0円

※2 20歳未満については、さらに低い負担上限月額を適用する。

1

## 医療型個別減免の概要(経過措置①(20歳以上の療養介護利用者))

療養介護医療に係る負担上限月額については、20歳以上の低所得世帯において負担上限月額を軽減する経過措置が講じられている(令和5年度末まで)。

当該経過措置は、平成18年の自立支援法の施行に伴い負担が増加する世帯について、低所得者に対する激変緩和として、平成18年10月より講じられている。

### ○負担上限月額

	現行(経過措置適用)	経過措置なし
A 一般(B、C、D以外の者)	40,200円	
B 低所得2(住民税非課税でC以外)	0~24,600円 <sup>(※)</sup>	24,600円
C 低所得1(住民税非課税で収入80万円以下)	0~15,000円 <sup>(※)</sup>	15,000円
D 生活保護世帯	0円	

※ 支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額。具体的には以下の通り。

認定月収額(一月における、収入から税、社会保険料を控除した額)が「療養介護の自己負担額+食事療養負担額(又は生活療養負担額)+その他生活費」を超える場合

認定月収額-「療養介護の自己負担額+(食事療養負担額又は生活療養負担額)+その他生活費」(ただしBの者については最大24,600円、Cの者については15,000円)

認定月収額が「療養介護の自己負担額+食事療養負担額(又は生活療養負担額)+その他生活費」を超えない場合

0円

2

## 医療型個別減免の概要(経過措置②(医療型障害児施設入所者、20歳未満の療養介護利用者))

医療型障害児施設入所利用者及び療養介護利用者(20歳未満)の医療費実費負担については、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用(地域で育てるために通常必要な費用)の負担となるように利用者負担の減免を行う。

低所得者世帯においては、世帯の負担軽減を図るため制度施行時から、「地域で子供を育てるために通常必要な費用」について経過措置(令和5年度末まで)を置いている。

### ○負担上限月額(医療型障害児入所施設利用者)

	現行(経過措置適用)	経過措置なし
A 一般(B、C、D以外の者)	79,000円－(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし40,200円を超える場合は40,200円>	
B 低所得2(住民税非課税でC以外)	<b>50,000円</b> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし24,600円を超える場合は24,600円>	<b>79,000円</b> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし24,600円を超える場合は24,600円>
C 低所得1(住民税非課税で収入80万円以下)	<b>50,000円</b> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし15,000円を超える場合は15,000円>	<b>79,000円</b> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし15,000円を超える場合は15,000円>
D 生活保護世帯	0円	

※ 表中の下線部が「地域で子供を育てるために通常必要な費用」。

※ 20歳未満の療養介護利用者(一般1<所得割28万円未満>)についても同様の経過措置がある。